

「がんばり」と「やさしさ」が発揮できる学校



恩田小だより

令和6年度2月号
2025. 1. 24
宇部市立恩田小学校

3学期スタート！ 6年生から5年生へ 「バトンタッチ！」

新しい学校のリーダー

校長 沼田 智治

1月8日（水）、3学期がスタートしました。始業式では、「今の学年のまとめの3か月、次の学年の準備のための3か月を大切に過ごそう。」「『がんばり』と『やさしさ』を学校や地域でもっともっと発揮してほしい。そのために、『あいさつ』と『人の話を大切に聞く』ことをがんばろう。」という話をしました。みんな頑張ってくれと思います。

保護者の皆様、地域の皆様、2025年もよろしくお願いいたします。

さて、1月14日（火）には、5年生が委員会活動に参加しました。今までは6年生のみで活動していた委員会活動でしたが、3学期は5年生へ引き継ぐ期間です。恩田小には、運営、集会、放送、整美、園芸、図書、掲示、体育、保健、給食、飼育の委員会（令和7年度から飼育委員会は廃止）があります。学校のため、みんなのために活動するのが委員会で、学校を引っ張る最上級生としての自覚と責任を養うことにもつながります。

6年生のみんな、ありがとう。そして、5年生のみんな、これから新しい学校のリーダーとしての活躍を期待しています。

「よくできたね。」と褒めるのではなく、「ありがとう、助かったよ。」と感謝を伝える。

感謝される喜びを体験すれば、自ら進んで貢献を繰り返すだろう。

心理学者 アドラー

2025年は巳年(みとし)です。

へびは昔から縁起が良い、縁起ものだと言われています。

わたしが小さい頃は、へびの抜け殻を見つくと、大喜び



で拾い財布に入れたものです。誰から聞いたのか覚えていませんが、「金運が上がる」と縁起を担いだのを覚えています。

へびは脱皮を繰り返すことから「生まれ変わり」「新しい始まり」「再生」など諸説、様々に意味があり、富や繁栄の象徴ともとらえられてきているようです。

2025年が皆様にとって、より良い一年になりますように願うとともに、恩田小学校を引き続きよろしくお願いいたします。

春の訪れ「節分」

もうすぐ2月です。1年の中でも一番短い月ですからあっという間に逃げてしまってもいわれています。2月4日は「立春」で、その前日の3日が「節分」です。暦の上では、冬から春へ変わることとなります。

節分の行事は「鬼は外、福は内」と大きな声で炒り大豆を撒き、年と同じ数の豆（または年より1つ多い数）を食べます。最近は、幸運を招く方角を向いて黙って太巻き（恵方巻）を丸かじりするという風習も人気です。

みなさんはどのような気持ちで春を迎えますか。自分の中の追い出したい「鬼」は何でしょうか？「わがまま鬼」「忘れ物鬼」「ゲームしたい鬼」・・・こうした心の中に住む見えない鬼は、「鬼は外」で追い出し、新鮮な気持ちで春を迎えたいものです。



恩田小スナップ 1月の様子

令和7年が始まりました。寒い日が続きますが、恩田っ子は元気です。



1/8 は始業式でした。寒い中でしたが、元気に登校できました。3学期は「あいさつ」「話を聞く」を大切に生活していきます。

1/10 は最強寒波到来！学校も雪景色でした。「子どもは風の子」とよく言いますが、元気いっぱい楽しんでいました。



3学期の委員会が始まりました。今学期から、5年生が参加です。いよいよバトタッチの時期です。

3学期も縦割り班遊びを実施しています。天候が悪くても、上級生が工夫して遊びを考えてくれます。



恩田コミスクコーナー



3学期も、地域の方による昼休み学習会が行われています。やまぐちっ子プリントを使って、復習中です。

1/12 に恩田ふれあい冬まつりが開かれました。地域の方や愛育会のみなさんが様々な季節行事の体験を企画してくださいました。



どんど焼きや、大カルタ取り、外遊び、おいしい食事の準備などありがとうございました。

今年も、様々な機会を得て、子どもたちは温かく見守られながら成長しています。

お知らせ「恩田小ホームページ」

日々の学校の様子を定期的にホームページに更新しております。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.ube-ygc.ed.jp/ode/>



2月の主な行事予定

- 【2月】 6日(木)新入児仮入学
- 18日(火)参観日(2・3時間目)
- 25日(火)学校運営協議会
- 27日(木)6年生を送る会



3月の主な行事予定

- 【3月】13日(木)6年給食終了
- 14日(金)卒業式 1～5年家庭学習日
- 18日(火)1～5年給食終了
- 19日(水)修了式
- 28日(金)お別れ式

※今年度から、修了式の日がちがこれまでより早くなっております。



ヘルメット着用していますか？

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」とも記載されています。自転車事故で死亡した人の64.9%が、頭部に致命傷を負っているというデータもあります。ヘルメットで守れる命があります。

